

生活に困りごとや不安を抱えていませんか

生活にお困りの方の相談窓口

生活困窮者自立支援制度に基づいて、生活にお困りの方の相談窓口を設置しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ってしまったなどの相談にも対応しています。

まずはご相談ください

一人で抱え込まずに、まずは電話でご相談ください。(ファックスまたはEメールでも相談できます。)

専門の相談員が相談者に寄り添いながら、一緒に考え、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

相談は無料で、秘密や個人情報厳守します。家族の人からお気軽ににご相談ください。



こんな困りごとはありませんか

- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ってしまい、生活に困っている。
- 家賃が払えず、今の家やアパートに住み続けられるか不安がある。
- 公共料金の支払いに困っている。
- 借金の返済、クレジットカードの支払いで困っている。
- 家族や身近な人にひきこもり状態の人がいる。
- 家計のやりくりがうまくいかない。
- 仕事をしていない期間が長くなり、働くことに不安がある。
- 仕事探しがうまくいかない。
- 困りごとを相談できる相手がいない。



コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします

◆集団感染を防ぐために

3つの「密」に気を付けましょう

- ①換気が悪い密閉された場所
- ②多くの人が密集して過ごす場所
- ③人と密接して話す場所

◆新型コロナウイルス関係

特設サイトを開設しました

国や県からの情報や、市独自の情報も掲載しています。

正確な情報に基づいた行動をお願いします。

市ホームページ内
新型コロナウイルス関係
特設サイト



【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

相談窓口はこちら

くらしサポートセンター おあいこ

☎ 22-0084

FAX 21-8123

✉ oaico@hanzou.or.jp

地域包括支援センター 東部サテライト

☎ 45-1016

FAX 45-1055

伊賀市総合福祉会館

いがまち保健福祉センター

本庁舎 2階

青山保健センター

生活支援課

☎ 22-9650

FAX 22-9661

地域包括支援センター 南部サテライト

☎ 52-2715

FAX 52-2281

ひきこもりに関する相談窓口

ひきこもりサポート nest

(伊賀市社会福祉協議会)

毎週水・金曜日 午後1時～4時30分

☎ 090-3483-2584 FAX 21-8123

✉ nest@hanzou.or.jp



【問い合わせ】

生活支援課
☎ 22-9650
✉ shien@city.iga.lg.jp

FAX 22-9661

トピックス

起業・事業承継促進事業補助金

地域経済を維持・発展させるため、起業する人や事業改善を行う人に対し、その経費の一部を補助します。

【対象事業】

- ① 地域と連携した起業支援事業…市内にある空き家・空き店舗を利用し、市内の団体などと協働で新たな事業を創出する事業
- ② 起業支援事業…市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する事業
- ③ 事業承継支援事業…世代交代を含めた経営や事業の改善を行う事業

【対象者】

- ① 市外の個人または法人（申請時点で市内へ移住して3年を経過していない人を含む）
- ② 個人または法人
- ③ 市内に事業所などがある個人または法人

※①～③とも上記以外に要件がありますので、お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

【補助金額】

改修費や広告宣伝、商品開発などに要する経費の2分の1以内

- ① 50～300万円
- ② 20～100万円
- ③ 20～40万円

【申込方法】

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。申請書などは市ホームページからダウンロードできます。

【申込期限】

6月12日（金）

※期限後、審査会で選考します。



【申込先・問い合わせ】

商工労働課

☎ 22・9669

FAX 22・9665

✉ shoukou@city.iga.jp



トピックス

伊賀市移住促進空き家取得費補助金制度

移住の促進と空き家の積極利用を図るため、市外から転入し定住しようとする人が、市内の空き家を取得した際の費用の一部を補助します。

【対象者】

- 空き家を取得した市外からの転入者で転入日から過去3年以内に伊賀市に住民登録がない人
- 転入日が、平成28年4月1日以降である人
- 取得した空き家に5年以上定住することを誓約する人
- 住宅の所有権が2分の1以上であることが確認できる人

※この他にも補助を受けるための要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【補助金額】

- 空き家購入代金（建物部分）の2分の1以内
- ※上限30万円、1,000円未満切り捨て
- 18歳未満の2親等以内の親族と同居する場合と伊賀流空き家バンク制度を利用する場合はそれぞれ5万円加算。

※伊賀流空き家バンク制度については空き家対策室（☎ 22・9676）へお問い合わせください。

【申請期間】

6月1日（月）～令和3年2月26日（金）
※空き家を取得後、1年以内に申請してください。

※予算の範囲内での補助となります。
※市のその他の補助金と併せて申請が可能です。

※申請のための審査や必要書類などの説明を行いますので、必ず申請前にご相談ください。



【申込先・問い合わせ】

地域づくり推進課

☎ 22・9680

FAX 22・9694

✉ chiikidukuri@city.iga.jp

